第八・四十条　規制機関の独立性

各締約国は、次のことを確保する。

(a)　この款の規定の対象となるサービスに関する自国の規制機関（注）が当該サービスのいずれの提供者からも法的に分離され、かつ、当該サービスのいずれの提供者に対しても利害を有しないこと。

注　この条に規定する規制機関には、各締約国の税関当局を含まない。

(b)　各締約国の法令に従い、自国の規制機関が行う決定及び当該規制機関が用いる手続が公平であること。

第四款　電気通信サービス

第八・四十一条　適用範囲

1　この款は、全ての電気通信サービスの規制の枠組みに関する原則について定める。また、この款の規定は、特にビデオ信号及びオーディオ信号の送信を含む信号の伝送であって、公衆電気通信の伝送網を通じて行うもの（利用するプロトコル及び技術の種類のいかんを問わない。）から成る電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2　この款の規定は、次のサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

(a)　各締約国の法令に規定する放送サービス

(b)　電気通信の伝送網及び伝送サービスを利用して送信されるコンテンツを提供し、又は当該コンテンツの編集を行うサービス

3　2(a)の規定にかかわらず、放送サービスの提供者のネットワークが公衆電気通信の伝送サービスの提供のためにも利用される場合にはその利用の限度において、当該提供者は公衆電気通信の伝送サービスの提供者とみなされ、当該提供者のネットワークは公衆電気通信の伝送網とみなされる。

4　この款のいかなる規定も、各締約国に対して次のことを要求するものと解してはならない。

(a)　他方の締約国のサービス提供者に対し、この協定に規定する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b)　公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は当該電気通信の伝送網若しくは伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供することを自国の管轄の下にあるサービス提供者に義務付けること。

第八・四十二条　定義

この款の規定の適用上、

(a)　「関連設備」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに関連するサービス及び基盤であって、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを通じたサービスの提供のために必要なもの（例えば、建物（引込口及び配線を含む。）、管路及び収容箱並びに鉄塔及び空中線）をいう。

(b)　「原価に照らして定められる」とは、原価に基づくことをいい、合理的な利潤を含むことができ、また、異なる設備又はサービスに対して異なる原価算定方式を用いることができる。

(c)　「最終利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終的な消費者又は加入者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者以外のサービス提供者を含む。）をいう。

(d)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数の提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e)　「相互接続」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供する提供者との接続（注）（一の提供者の利用者が他の提供者の利用者と通信すること又は公衆電気通信の伝送網にアクセスする提供者によって提供されるサービスにアクセスすることを可能とするためのもの）をいう。

注　接続には、適当な場合には、物理的又は論理的な接続を含めることができる。

(f)　「国際移動端末ローミング・サービス」とは、公衆電気通信の伝送サービスの提供者の間の商業上の契約に従って提供される商業用移動端末サービスであって、最終利用者が、その本来利用している公衆電気通信の伝送網が存在する領域の外に所在する間、その本来利用している携帯電話機その他の音声、データ又はメッセージ送信のサービスのための装置を利用することを可能とするものをいう。

(g)　「専用回線」とは、二以上の指定される地点の間の電気通信設備であって、特定の利用者の利用に供するために割り当てられたものをいい、利用される技術のいかんを問わない。

(h)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、公衆電気通信の伝送サービスの関連する市場への参加の条件（価格及び供給に関するもの）に著しく影響を及ぼす能力を有する提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(i)　「差別的でない」とは、同様の状況において、同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他のサービス提供者及び利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(j)　「番号ポータビリティ」とは、公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者であって、公衆電気通信の伝送サービスの提供者を同一の区分に属する同種の他の提供者に切り替える際に、品質及び信頼性を損なうことなく、同一の場所において、同一の電話番号を保持することを求めるものが、それを保持することができることをいう。

(k)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(l)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、公衆一般に提供される電気通信の伝送サービス（特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、顧客が提供する情報の二以上の地点の間の伝送（当該情報の形態又は内容が当該地点の間で変更されないもの）を典型的に伴うものを含む。）をいう。

(m)　「規制当局」とは、電気通信の規制について責任を負う締約国の一又は二以上の機関をいう。

(n)　「電気通信」とは、有線、無線、光その他の電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(o)　「利用者」とは、最終利用者又は公衆電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスの提供者（公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの消費者又は加入者であるものに限る。）をいう。

第八・四十三条　規制への取組方法

1　両締約国は、電気通信サービスの提供において幅広い選択肢を提示し、及び消費者の福祉を向上させる上で競争的な市場が価値を有すること並びに効果的な競争がある場合には経済的な規制が必要とされないことがあることを認識する。このため、両締約国は、規制の必要性及び規制への取組方法が市場によって異なること並びに各締約国がこの款の規定に基づく自国の義務を実施する方法を決定することができることを認識する。

2　1の規定に関し、両締約国は、各締約国が次のいずれかのことを行うことができることを認識する。

(a)　市場において生ずるおそれがあると締約国が予期する問題の発生に先立ち、又は市場において既に生じている問題を解決するため、直接的な規制を行うこと。

(b)　特に、競争的な市場の部門又は参入のための障壁が低い市場の部門（例えば、ネットワークの設備を所有していない電気通信サービスの提供者によって提供されるサービス）について、市場の力の役割に委ねること。

3　規制を行うことを2(b)の規定に基づいて差し控える締約国は、引き続き、この款の規定に基づく義務に服する。この条のいかなる規定も、締約国が電気通信サービスに対して規制を適用することを妨げるものではない。